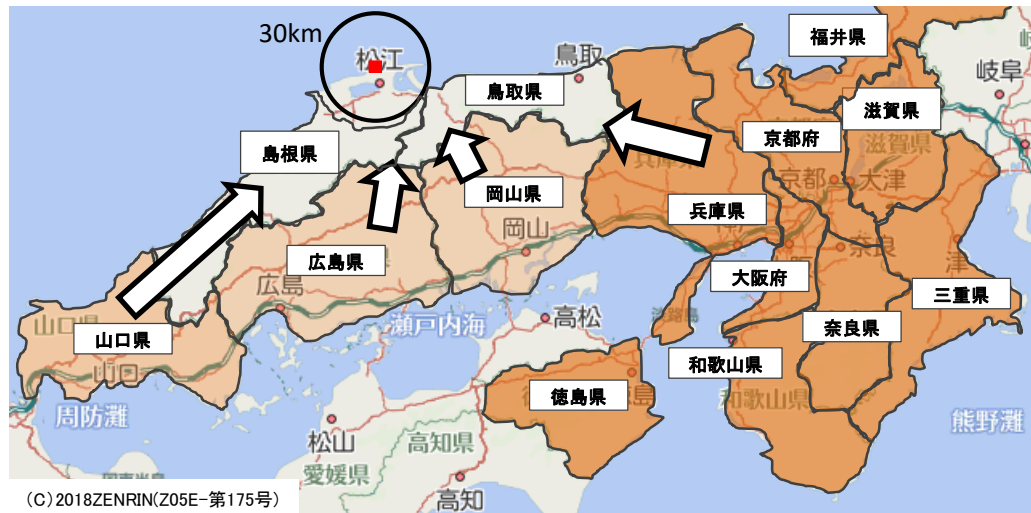
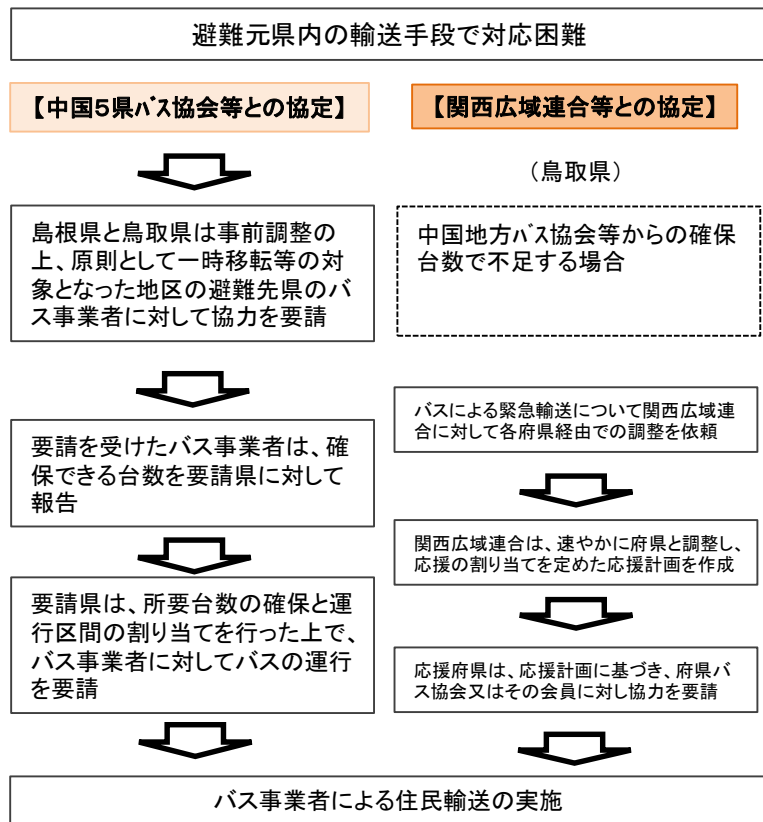


輸送手段の確保

- 輸送手段の確保については、まずは避難元県内で対応。
- 避難元県内の輸送手段で不足する場合には、中国地方のバス協会員である事業者をはじめとした関係機関から輸送手段を調達。
- それでも不足するような場合には、国の原子力災害対策本部が必要な輸送手段を確保。

【協定に基づく要請フロー】



枠組み	関係機関保有台数(台)
中国5県バス協会等との協定(島根県、鳥取県、中国5県バス協会等)	6,984

枠組み	関係機関保有台数(台)
関西広域連合等との協定(鳥取県、関西広域連合等)	17,433

※平成27年12月2日締結

※中国地方からの確保台数で不足する場合(鳥取県)

※平成29年4月17日締結